

(別紙1) 提供先

提供先		法令上の根拠	提供先における用途
1	厚生労働大臣	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令表の1項	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務
2	全国健康保険協会	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令表の2項	健康保険法による保険給付の支給に係る事務であって第4条で定められた用途
3	健康保険組合	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令表の3項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第5条で定められた用途
4	厚生労働大臣	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令表の5項	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって第7条で定められた用途
5	全国健康保険協会	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令表の7項	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第9条で定められた用途
6	都道府県知事	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令表の11項	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第13条で定められた用途
7	都道府県知事	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令表の13項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第15条で定められた用途
8	市町村長	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令表の15項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第17条で定められた用途
9	都道府県知事又は市町村長	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令表の20項	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第22条で定められた用途
10	市町村長	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令表の28項	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第30条で定められた用途
11	市町村長	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令表の37項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第39条で定められた用途
12	都道府県知事	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令表の39項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって第41条で定められた用途
13	市町村長	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令表の48項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第50条で定められた用途

(別紙1) 提供先

提供先		法令上の根拠	提供先における用途
14	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令表の53項	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって第55条で定められた用途
15	日本私立学校振興・共済事業団	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令表の57項	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第59条で定められた用途
16	厚生労働大臣又は共済組合等	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令表の58項	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって第60条で定められた用途
17	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令表の59項	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第61条で定められた用途
18	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令表の63項	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって第65条で定められた用途
19	国家公務員共済組合	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令表の65項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第67条で定められた用途
20	国家公務員共済組合連合会	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令表の66項	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって第68条で定められた用途
21	市町村長又は国民健康保険組合	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令表の69項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第71条で定められた用途
22	厚生労働大臣	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令表の73項	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第75条で定められた用途
23	市町村長	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令表の75項	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第77条で定められた用途
24	住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令表の76項	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって第78条で定められた用途
25	都道府県知事等	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令表の81項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第83条で定められた用途
26	地方公務員共済組合	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令表の83項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第85条で定められた用途
27	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令表の84項	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって第86条で定められた用途

(別紙1) 提供先

提供先		法令上の根拠	提供先における用途
28	市町村長	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令表の86項	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって第88条で定められた用途
29	市町村長	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令表の87項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第89条で定められた用途
30	厚生労働大臣又は都道府県知事	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令表の91項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第93条で定められた用途
31	都道府県知事等	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令表の92項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって第94条で定められた用途
32	市町村長	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令表の96項	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第98条で定められた用途
33	市町村長(児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。)	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令表の106項	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって第108条で定められた用途
34	市町村長	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令表の108項	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第110条で定められた用途
35	厚生労働大臣	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令表の110項	雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休業給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって第112条で定められた用途
36	厚生労働大臣	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令表の112項	雇用保険法による育児休業給付の支給に関する事務であって第114条で定められた用途
37	後期高齢者医療広域連合	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令表の115項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第117条で定められた用途
38	厚生労働大臣	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令表の118項	昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって第120条で定められた用途
39	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令表の124項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって第126条で定められた用途
40	厚生労働大臣	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令表の129項	厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第131条で定められた用途
41	平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令表の130項	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第132条で定められた用途

(別紙1) 提供先

提供先		法令上の根拠	提供先における用途
42	市町村長	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令表の132項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第134条で定められた用途
43	都道府県知事	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令表の136項	被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって第138条で定められた用途
44	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令表の137項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第139条で定められた用途
45	厚生労働大臣	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令表の138項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第140条で定められた用途
46	独立行政法人日本学生支援機構	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令表の141項	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって第143条で定められた用途
47	厚生労働大臣	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令表の142項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって第144条で定められた用途
48	都道府県知事又は市町村長	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令表の144項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第146条で定められた用途
49	厚生労働大臣	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令表の149項	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務であって第151条で定められた用途
50	厚生労働大臣	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令表の150項	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって第152条で定められた用途
51	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令表の151項	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって第153条で定められた用途
52	厚生労働大臣	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令表の152項	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって第154条で定められた用途

(別紙1) 提供先

提供先		法令上の根拠	提供先における用途
53	市町村長	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令表の155項	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第157条で定められた用途
54	厚生労働大臣	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令表の156項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって第158条で定められた用途
55	都道府県知事	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令表の158項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第160条で定められた用途
56	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令表の160項	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第162条で定められた用途
57	地域優良賃貸住宅制度要綱 第2条第9号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型) 又は同条 第16号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の供給を行う都道府県知事又は市町村長	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令表の163項	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって第165条で定められた用途
58	都道府県知事	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令表の164項	「特定感染症検査等事業について」の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって第166条で定められた用途
59	都道府県知事	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令表の165項	「感染症対策特別促進事業について」の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって第167条で定められた用途
60	都道府県知事	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令表の166項	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって第168条で定められた用途